

高知県港湾協力団体募集要領

1. 港湾協力団体指定制度の概要

港湾協力団体指定制度とは、港湾管理者と協力して港湾の管理等を適正かつ確実に行うことができる法人その他の団体を港湾協力団体として指定する制度です。

2. 対象とする港湾の区域及び対象業務

(1) 対象港湾区域

高知県が管理する港湾区域

(2) 対象業務

次のいずれかの業務（複数業務可）を行う法人その他の団体を港湾協力団体として指定します。

(ア) 港湾管理者に協力して行う港湾施設の整備及び管理

(イ) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(ウ) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究

(エ) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発

(オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3. 活動開始時期及び活動計画期間

(1) 活動開始時期

平成 年 月 日

(2) 活動計画期間

年度単位とする（計画更新可）

ただし、当初年度の活動に限っては、当該年度末までを計画期間とすることを可とする。

4. 申請資格

申請を行うことができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人その他の団体（以下、「法人等」という。）とします。

(1) 代表者が定まっていること。

- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 申請時点において、法人その他団体の成立後1年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- (6) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (8) 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5. 申請書類

港湾協力団体指定申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの。
- (2) 活動実施計画書（様式第3号）
 - ※本計画書は、団体指定の審査にあたって重要な要素となりますので、記載に当たっては定量的に表記するなど、可能な限り具体的に記入願います。
 - ※活動に伴い設置する工作物等は占用許可の対象となります。水域、海上公園又は道路等の占用を必要とする場合は、事前に各占用許可条件との適合性を把握するため、占用しようとする所在地・面積・長さ・幅、占用の目的、工作物（種類、構造）、占用の期間が分かるもの及び位置図、平面図等が必要となります。
 - ※工作物等を設置する場合は、当該物件を適切に管理して頂く必要がありますので、管理体制や管理方法などについても計画書に盛り込んでください。
- (3) 法人等の直近1年分の納税証明書（※課税対象団体である場合に限り。）
- (4) 確約書（様式第4号）
- (5) 誓約書〈港湾協力団体の指定の事務の手引き第3第7号の要件を満たすことを証する書類〉（様式第5号）

※提出された書類は返却しません。また申請に必要な一切の費用は申請者の負担となります。

6. 申請先

下記の申請先に直接持参いただくか、郵送で提出してください。
持参の場合は、土日祝祭日を除く。

<申請先>

高知県土木部港湾・海岸課 港湾管理担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL (088) 823-9883

7. 審査方法

提出された書類等に基づき、港湾協力団体指定委員会が次に掲げる事項について確認、審査します。なお、活動実施計画の詳細を確認するため、県の関係部署より申請を行った法人等に対してヒアリングを実施する場合があります。ヒアリング内容は、必要に応じて港湾協力団体指定委員会に報告をします。

(1) 申請資格

(2) 活動実施計画書の内容

- ア 公共性：公共性の踏まえた内容が認められること。
- イ 実効性：過去の実績等を勘案し、活動実施計画の実効性が認められること。
- ウ 貢献度：港湾管理に対する貢献が認められること。
- エ 強調性：活動に当たって、他の利用者や関係者、施設管理者等への配慮や連携等が認められること。

8. 審査結果の通知

- (1) 港湾協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、港湾協力団体指定証（様式第2号）を発行します。また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記港湾協力団体指定証には、法人等の名称、活動を行う港湾の区域及を明記し、指定番号を登録します。
- (3) 港湾協力団体の指定を受けることのできない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知します。

9. 業務に係る留意事項

(1) 占用許可などその他業務に必要な手続きについて

業務活動にあたり、港湾区域内の水域、海上公園、臨港道路の占用等を必要とする場合、本制度とは別に各管理者の占用許可などの手続きを要します。

これらの内容についても、活動実施計画書などにより各許可基準に適合しているかなど事前に確認を行いますが、当該計画書を提出しても基準等により認められない場合がございますので予めご相談ください。

※ 港湾協力団体に指定された場合、水域の占用において港湾管理者との協議が成立することを以て占用の許可があったものとみなされますが、上記のとおり協議には別途手続きが必要となります。また、協議に必要な書類は通常の占用許可手続きと基本的に変わりありません。

(2) 業務の実施に関し必要な情報等の港湾管理者からの入手について
公表している範囲内で必要な情報を提供します。

(3) 業務活動における制約等について

ア 業務活動の制約又は中止等について

活動実施計画書に位置付けられている内容であっても、関係法令や管理者の管理上の理由等により、団体の業務活動の制約若しくは活動を中止させる場合があります。また、具体の活動に当たっても、施設管理者や関係団体などと協議が必要となる場合があるほか、県職員や施設管理者が指示した場合はそれに従って頂きます。

イ 他の港湾協力団体等の活動にかかる調整について

他の港湾協力団体等と活動場所及び活動時期などが重なる場合は、当該団体と業務活動を調整させて頂くことがあります。

また、港湾協力団体の指定を受けた団体以外でも活動している団体がありますので、業務の円滑な実施を図るため事前に関係団体等と十分調整をしてください。

(4) 業務活動における団体の責任について

団体の業務活動により招いたトラブルや事故が起きた場合、その責任は一切、団体で負うものとし、真摯に対応して頂きます。

10. 指定後の留意事項

(1) 港湾協力団体の指定を受けた法人等は、活動実施計画書に基づき、港湾協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 港湾協力団体の指定を受けた法人等が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに、報告書（様式第9号）により変更の内容を報告していただきます。

(3) 港湾協力団体の指定を受けた法人等は、港湾管理者の求めに応じ、年に1回、活動状況について書面により報告してください。また、港湾管理者が必要に応じて随時報告を求める場合がありますので、同様に書面により報告してください。

(4) 港湾協力団体の指定を受けた法人等の代表者、団体名、住所若しくは所在地を変更した場合、又は港湾協力団体が解散した場合は、速やかに報告書（様式第9号）により報告してください。

(5) 港湾協力団体が業務を適正かつ確実に実施してないと認めるときは、港湾管理者は業務運営について改善命令を行います。

1.1. 指定の取消し

港湾協力団体に指定を受けた法人等が、次に掲げる事項に該当する場合には、指定が取り消されます。

- (1) 港湾管理者が港湾協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- (2) 港湾協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- (3) 港湾協力団体から指定の取消しの申請があった場合。